

視標 コロナ禍の外国人医療

無保険 命守る制度を

港町診療所長 沢田 貴志



さわだ・たかし 1960年東京都生まれ。千葉大卒。総合内科専門医として横浜市の港町診療所で診療の傍ら、在日外国人向け医療の円滑化支援や通訳の育成に携わる。NPO法人「シェア」国際保健協力市民の会 副代表も務める。

救急車に乗る前に「保険証を持っていますか」と聞かれることは、日本人ならまずない。だが、在日外国人は違う。日本の医療には大きな穴があり、健康保険に入れない外国人がいるのだ。

在留期間が3カ月以下の短期滞在者。在留期間を過

無保険の外国人は自由診療となり、高額な医療費を全額、本人が負担しなければならぬ。本人が支払えなければ、医療機関が負担せざるを得ないため、診療を拒否され、たらい回しにされることもある。

その結果、生活困窮者を対象に無料か低額で診療を

診療拒否やたらい回しも

ぎ、収容を一時的に解かれた仮放免者。アルバイトを

解雇されて学費が滞り、留学生の在留資格を失った若

者。過酷な労働に耐えかねて失跡した技能実習生…。

新型コロナウイルス禍で、こうした人たちが体調

を崩しても、医療を受けられないケースが急増してい

る。

行っている少数の医療機関に、無保険外国人が集中し、

限界にきている。受け入れた医療機関の負担を軽減する

国の制度はなく、一部の自治体が条件付きで補填

(ほとん)しているだけだ。外国人の救急医療は既に破綻

している。背景には、コロナ禍で公立病院が疲弊し、民間病院

が統出したことも影響している。

欧州連合(EU) 諸国の多くは、無保険外国人にも

緊急医療を保障する制度を持つ。日本でも、問題を解

決するには、制度の構築が不可欠である。

第一に、在留資格のない外国人が緊急医療を必要とする

場合、人道的配慮から、

保険に加入できる在留資格を一時的に付与する事例を増やすべきだ。仮放免者については収容中と同様、入

管当局が医療費を負担することも考えられる。

第二に、無料低額診療や救急医療を提供している医療機関に対し、未払い医療費を補填することを制度化

する必要がある。自治体の自主事業では地域格差が大きく、補填の金額も100万円以内など制限が多いため、拡充しなければならぬ。

第三に、無保険外国人でも、日本で生活している場合などは、医療機関は通常の医療費で診療すべきである。公的病院まで通常の2

〜3倍の高額請求を始めた現状を是正するルールが必要だ。

第四に、欧米諸国にある公的医療通訳制度の整備が求められる。現在、医療通訳を利用できる医療機関は少なく、利用可能でもほとんどが費用は本人が医療機関の負担となっている。日本語を母語としない外国人が、適切な医療を受け、生活の相談ができるようにすべきだ。神奈川県では、独自の医療通訳派遣制度を導入して以降、未払い医療費補填の財政支出が減少している。外国人が早期に必要な医療を受けられるようになり、重篤化しないためと考えられる。